

半田市空き家等適正措置判定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 半田市空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）及び半田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の施行に当たり、管理不全な状態にあると市長が認める空き家等に係る改善命令、公表、代執行及び緊急安全措置を実施することの可否を判定するため、半田市空き家等適正措置判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条に規定する命令に関すること。
- (2) 条例第10条に規定する公表に関すること。
- (3) 条例第11条に規定する代執行に関すること。
- (4) 条例第12条に規定する緊急安全措置に関すること。
- (5) その他空き家等の適正措置に関し必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は建設部長を、副委員長は防災監をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明を求めることができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建築課長、環境課長、土木課長、消防本部予防課長

（計4名）